

I 水質検査等計画

1 基本方針

安全で衛生かつ安定な水道水を供給するために、水道水質検査の適正化かつ透明性の確保に水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施する。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓および水源とする。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とする。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表を参照とする。
(水道法20条、水道法施行規則第15条)
- (4) 毎日検査は、各給水栓で色・濁り及び残留塩素の検査を実施し、これに関する記録を作成して保存する。
(水道法20条第1項及び第2項、水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)
- (5) 水道中のクリプトスピロジウムの指針について
「水道におけるクリプトスピロジウム等対策指針」に基づき、原水のクリプトスピロジウム等及び指標菌の検査についても、水質基準に準じて計画に位置付ける。
厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスピロジウム等対策の実施について」(平成19年3月30日付け健水発0330005号)
- (6) その他
水道従事者の定期健康診断は、おおむね6ヶ月ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保有者を含む)の有無に関して実施する。
(水道法21条、水道法施行規則第16条第1項)

2 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ④浄水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥その他特に必要があると認められるとき。

3 添付資料について

- ・〈別表1〉 水質検査一覧表

〈別表1〉

令和2年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：川辺町水道事業	浄水場名：山之上浄水場	採水場所：川辺町下麻生ポンプ所
水源種別：表流水、		原水全項目水質検査：7月実施予定
定期健康診断(概ね6ヶ月に1回)に関する検便検査：	4月・10月実施予定	
水質検査委託機関名称：(株)総合保健センター		
毎日検査実施場所：川辺町山楠配水場		

水質基準項目	検査頻度	年間												理由
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4 水銀及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
9 亜硝酸態窒素	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
12 フッ素及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14 四塩化炭素	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1,4-ジオキサン	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17 ジクロロメタン	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20 ベンゼン	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○		○		○		○						4 3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34 鉄及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 毎月検査省略不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40 蒸発残留物	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S,4aS,8aR)-オクヒドロ-4,8a-ジメチルタレン-4a(2H)-オール(別名:ジェオスミン)	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43 1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタ-2-オール(別名:2-メチルイソボルネオール)	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
44 非イオン界面活性剤	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
45 フェノール類	年1回			○										1 過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 毎月検査省略不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 毎月検査省略不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 毎月検査省略不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 毎月検査省略不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 毎月検査省略不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 每月検査省略不可

22 9 9 51 9 9 22 9 9 22 9 9

項目	検査頻度	年間												理由
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1~20、32~51の項目(40項目)	不要													0 県水のみ
大腸菌(指標菌)	不要													0 県水のみ
嫌気性芽胞菌(指標菌)	不要													0 県水のみ
クリプトスボリジウム	不要													0 県水のみ
ジアルジア	不要													0 県水のみ

0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0